

修正台北市立

托兒所組織規程部分條文(核定本)

第五條 本所置會計員，事

任或由有關機關派員兼辦，

依法辦理歲計、會計事項，

並兼辦統計事項。

第六條 本所人事管理及人

事查核業務，由有關機關

派員兼辦。

第七條 本規程所列各職稱

之官等及員額另以編制表

定之。

各職稱之職等，依職務列

等表之規定。

第八條 本所分層負責明細表分乙表及丙表，乙表由本所擬訂，報請社會局核定，丙表由本所定之，報社會局備查。

第九條 本規程自發布日施行。

台北市立各托兒所編制表(核定本)

員 育 係	幹 事	組 長	所 表	薦 任	職 官 類 別
					等 官 類 別
任用或委任	委任	兼任			
12	1	(2)	1		所兒托成建
9	1	(2)	1		所兒托山龍
9	1	(2)	1		所兒托山松
9	1	(2)	1		所兒托園雙
9	1	(2)	1		所兒托中城
9	1	(2)	1		所兒托港南
9	1	(2)	1		所兒托山中
14	1	(2)		1	所兒托樹木
9	1	(2)	1		所兒托安大
17	1	(2)		1	所兒托亭古
12	1	(2)	1		所兒托湖內
14	1	(2)		1	所兒托林士
17	1	(2)		1	所兒托生民
17	1	(2)		1	所兒托義信
17	1	(2)		1	所兒托同大
14	1	(2)		1	所兒托功成
17	1	(2)		1	所兒托強自
14	1	(2)		1	所兒托投北
				聘七定列一本 理前等丁職 等，表地稱之 至，皆之方職 第以十機等 八等一開等 職任未職， 等第規防在	備 考

合計	會計員	書記	主任
兼任	兼任	兼任	兼任
(2) 16.		1	
(2) 13.		1	
(2) 13.		1	
(2) 13.		1	
(2) 13.		1	
(2) 13.		1	
(2) 13.		1	
(2) 18		1	
(2) 13.		1	
(2) 22	1	1	
(2) 16.		1	
(2) 19.	1	1	
(2) 22		1	
(2) 22	1	1	
(2) 22	1	1	
(2) 19.	1	1	
(2) 22	1	1	
(2) 18		1	

附註：一「所長」之職務列等：收托幼兒數在二百五十名以上者，列「兼任

第七職等至第八職等」；收托幼兒數在二百四十九名以下者，列「兼任第七職等」。

二、古亭、士林、信義、大同、成功、自強等六托兒所，各置會計員一人，並兼辦其餘各托兒所之會計業務。

三、本編制表各職稱之職等，應適用「丁、地方機關職務列等表之十」之規定；該職務列等表修正時亦同。